7. 定期建物賃貸借等

期間の定めがある建物の賃貸借をする場合においては、公正証書による等**書面によって契約**をするときに限り、**契約の更新がない**こととする旨を定めることができます(**定期建物賃貸借**)。

定期建物賃貸借	
1)	建物の賃貸人 は、 あらかじめ 、建物の賃借人に対し、更新がなく、期間の満了によって
	終了する旨を記載した 書面を交付して説明 しなければなりません。
2	建物賃貸人が上記①の説明をしなかった場合、契約の更新がないこととする旨の定め
	は、無効となります。
3	期間が1年以上である場合には、建物の賃貸人は、期間の満了の1年前から6か月前ま
	での間に、建物の賃借人に対し期間の満了により建物の賃貸借が終了する旨の通知をし
	なければ、その終了を建物の賃借人に 対抗することができません 。
	⇒ただし、建物の賃貸人が通知期間の経過後建物の賃借人に対しその旨の通知をした
	場合においては、その通知の日から6か月を経過した後は、賃貸借の終了を建物の
	賃借人に対抗することができます。
4	居住の用に供する建物の「定期建物賃貸借」(床面積が 200 ㎡未満の建物に係るものに
	限る。)において、転勤、療養、親族の介護その他のやむを得ない事情により、建物の
	賃借人が建物を 自己の生活の本拠として使用することが困難 となったときは、 建物の 賃
	借人 は、建物の賃貸借の 解約の申入れ をすることができます。
	⇒この場合においては、建物の賃貸借は、 解約の申入れの日から1か月 を経過するこ
	とによって終了します。
取壊し予定の建物の賃貸借	
	法令(都市計画法等)または 契約 (定期借地権の設定契約等)により、 一定期間経過後
1	法令(都市計画法等)または契約(定期借地権の設定契約等)により、一定期間経過後に建物を取り壊すことが明らかな場合において、建物の賃貸借をするときは、建物を取
1	